

東金税務署から 確定申告に関するお知らせ

◇令和5年分の申告と納税の 期限

- ▼所得税・復興特別所得税 2月16日(金)～3月15日(金)まで
- ▼消費税・地方消費税 2月1日(月)まで
- ▼贈与税 2月1日(木)～3月15日(金)まで
- ◇所得税等・個人事業者の消費税等の納税は、振替納税が便利です
- ▼申告所得税および復興特別所得税(第3期分)の振替日 2月23日(火)
- ▼消費税および地方消費税(個人事業者)の振替日 2月30日(火)



▲マイナンバーカードを使ってマイナポータルと連携して確定申告書に自動入力



▲確定申告はマイナンバーカードとe-Taxでさらに便利!

◇e-Tax・申告に関する 問い合わせ

確定申告書作成コーナー、e-Taxソフトの使い方、e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
☎0570(01)5901
マイナンバーカードに係るICカードリーダーの設定、対応機種、パソコン設定など

◇e-Tax申告・納税

千葉市花見川区武石町1-5-20「東京国税局業務センター千葉西分室(東金税務署)」宛
国税庁ホームページから、スマートフォンやパソコンで所得税などの申告書を作成し、マイナンバーカードを使用してオンラインでの提出ができます。

マイナポータル連携をする、控除証明書などの必要書類のデータを申告書へ自動で入力することができます。
※マイナンバーカード読取対応のスマートフォンが必要。
納税は「スマホアプリ納付(Pay払い)」や「振替納税」が便利です。ぜひご利用ください。

大網白里市 申告相談会

市で行う所得税・住民税の申告相談会の案内等は広報2月号でお知らせします。
今回の市の申告相談会は、従来の整理券配布制に加えて、インターネットでの一部予約制を導入する予定です。また、日程等についても昨年と変更となる場合がありますので、申告の際は広報や市ホームページなどをご確認の上お越しください。
☎・☎ 税務課市民税班
☎0475(70)0321

入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。

3月中は入場整理券の入手が困難となるのが予想されますので、2月中の来場をお勧めします。
入場整理券は、当日、会場に配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。LINEによる事前発行をご利用ください。

期間中、申告書作成会場および税務署の駐車場は、利用できません。可能な限り公共交通機関をご利用ください。
マイナポータル連携をすることで、確定申告書に添付する書類の管理・保管が不要になります。前年の申告書等の混雑緩和のため、郵送での提出にご協力ください。

申告書等の提出も作成会場(東金市東岩崎1-5)で受け付けています。窓口等の混雑緩和のため、郵送での提出にご協力ください。

原則、スマートフォン(スマホ)で申告書を作成していただきます。前年の申告書等の控えや源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類、スマホおよびマイナンバーカードを持参ください。

令和5年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配付します。

日時 2月1日(木)・2日(金)

◇申告書の提出が必要な方 (所得税・復興特別所得税)

- 給与所得がある方
給与の年間収入金額が2,000万円を超える方
- 1か所から給与の支払いを受けている方で、給与所得・退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円を超える方
- 2か所以上から給与の支払いを受けている人のうち、給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整されなかった給与の収入金額と、給与所得および退職所得以外の所得金額との合計額が20万円を超える方
- 給与の収入金額の合計額から、所得控除の合計額(雑損控除、医療費控除、寄附金控除および基礎控除を除く)を差し引いた金額が150万円以下で、かつ、給与所得および退職所得以外の所得金額が20万円以下の方は、申告は不要です。
- 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社から給与のほかに、貸付金の利子や資産の賃貸料などを受け取っている方
- 災害減免法により所得税および復興特別所得税の源泉徴収額が20万円以下の場合は、申告は不要です。
- 提出のみの受付は行っていません。
- 来場の際は、前年の申告書等の控えや源泉徴収票などの申告相談に必要な書類、スマートフォン、マイナンバーカード等を持参ください。
- 会場の混雑回避のため、入場整理券を当日配布します。
- 入場整理券の配布状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。
- 個人消費税率の申告を希望する方は、消費税率ごとに区分した帳簿等を持参ください。

公的年金等に係る雑所得のみで、公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと、残額がある方は確定申告書の提出が必要です。

ただし、公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合に、公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以下である場合には、所得税・復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

確定申告が必要無い場合でも、還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

確定申告が必要無い場合でも、住民税の申告が必要な場合があります。詳細は市税務課市民税班にお問い合わせください。

各種の所得金額の合計額(譲渡所得や山林所得を含む)から、所得控除を差し引き、その金額(課税される所得金額)に所得税の税率を乗じて計算した税額から配当控除額と住宅借入金特別控除額の合計額を差し引いた結果、残額のある方は、確定申告書の提出が必要です(控除しきれなかった外国税額控除の額、源泉徴収額または予定納税のある場合を除く)。

※(1)～(3)以外にも申告書の提出が必要な場合があります。お問い合わせください。

「住宅取得資金の非課税」制度を適用する場合は、期限内申告が必要となります。
◆キャッシュレス納付
国税の納付は、「スマホアプリ納付(Pay払い)」や「振替納税」が大変便利です。また、e-Taxで申告してインターネットバンキングやダイレクト納付を利用して納付する方法や、インターネットを利用してクレジットカードで納付する方法もあります。なお、いずれの方法も納期限内に手続きをお願いします。

東金市東岩崎1-1-12
東金税務署
☎0475(52)3121
(自動音声)

確定申告書の提出が必要な方は、確定申告書を提出する必要があります。

確定申告が必要無い場合でも、還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

確定申告が必要無い場合でも、住民税の申告が必要な場合があります。詳細は市税務課市民税班にお問い合わせください。

確定申告が必要無い場合でも、住民税の申告が必要な場合があります。詳細は市税務課市民税班にお問い合わせください。

確定申告が必要無い場合でも、住民税の申告が必要な場合があります。詳細は市税務課市民税班にお問い合わせください。

確定申告が必要無い場合でも、住民税の申告が必要な場合があります。詳細は市税務課市民税班にお問い合わせください。

令和6年度償却資産(固定資産税)の 申告を忘れずに

償却資産とは、土地や家屋以外の事業用資産をいい、固定資産税の課税対象となります。例えば、会社や個人が事業(工場、商店、建設業、アパート経営、農業等)のために所有している構築物や機械、器具、備品等が対象です。
毎年1月1日(賦課期日)現在で市内に償却資産を所有している方は、地方税法の規定により申告する必要があります。
また、所有している資産の課税標準額が150万円未満になると見込まれる場合でも、事業用として使用されている間は申告する必要があります。

申告の方法等、詳細は問い合わせください。
※太陽光発電設備について、発電出力が10kw以上の余剰売電または全量売電の場合は、償却資産に該当し申告が必要となります。
※事業の休廃止により、事業の用に供していない資産がある場合は、固定資産として課税対象外となりますので、減少の申告をお願いします。
※「eLTAX」による電子申告も利用できます。
▶申告期限=1月31日(水)
※郵送の場合は、1月31日(水)の消印まで有効。
☎ 税務課資産税班
☎0475(70)0322